

工事請負契約の一部を変更することについての専決処分を報告し、承認を求めることについて

令和4年第3回市議会定例会の議決を経て締結した古川跨線橋整備事業に伴う排水路移設工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和5年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

契約金額「¥182,978,400-」を「¥180,251,500-」とする。

2 専決処分の年月日

令和5年5月24日